



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年4月4日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> 東京都港区芝五丁目26番24号 株式会社 東京機械製作所 代表取締役社長 芝 則之 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル 住友不動産 株式会社 代表取締役社長 小野寺 研一
	指定開発行為の名称	株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為）住宅団地の新設（第2種行為）商業施設の新設（第1種行為）大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区新丸子東三丁目1135番1他
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設及び商業施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約37,200㎡ 延べ面積：約210,000㎡ （A-1地区 約106,000㎡、B-1地区 約104,000㎡） 建物高さ：A-1地区 約31m、B-1地区 約185m 計画戸数：約770戸 計画人口：約2,400人
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年 4月 完了予定：平成27年11月
	環境影響評価の手続経過	平成22年 8月 2日：条例環境影響評価方法書公告 平成23年 8月19日：条例環境影響評価準備書公告 平成23年11月29日：条例見解書公告 平成24年 2月27日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年4月4日（水）から 平成24年5月7日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日は除きます。） 時間 川崎市：午前8時30分から午後5時15分まで 横浜市港北区役所：午前8時45分から午後5時まで 横浜市役所：午前8時45分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	川崎市：中原区役所及び本庁（環境局環境評価室） 横浜市：港北区役所及び横浜市役所（環境創造局政策調整部環境影響評価課）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156